

改正 平成23年8月1日東医大発第413号 平成24年9月21日東医大発第520号
平成27年3月23日東医大発第161号 平成28年2月22日東医大発第54号

(目的)

第1条 この規程は、東京医科大学（以下「本学」という。）における公的な研究費の適切な処理を行い、不正を防止するため、その管理・監査に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(公的研究費)

第2条 公的研究費とは、文部科学省（同省が所管する独立行政法人を含む。）、厚生労働省（同省が所管する独立行政法人を含む。）等の公的資金配分機関が研究機関に配分する競争的資金等をいう。

(最高管理責任者)

第3条 本学全体を統括し、公的研究費の運営・管理を行う最終的な責任を負う者（以下「最高管理責任者」という。）を置く。

2 最高管理責任者は、学長をもって充てる。

3 最高管理責任者は、次条に定める統括管理責任者及び第5条に定めるコンプライアンス推進責任者が責任をもって公的研究費の運営・管理が行えるように指導力を発揮するものとする。

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、本学の公的研究費の運営・管理を統括する実質的な責任と権限を持つ者（以下「統括管理責任者」という。）を置く。

2 統括管理責任者は、副学長（研究科長）をもって充てる。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者（以下「コンプライアンス推進責任者」という。）を置く。

2 コンプライアンス推進責任者は、副学長（医学科長、看護学科長、研究科長）、大学病院長、茨城医療センター病院長、八王子医療センター病院長、事務局長、霞ヶ浦看護専門学校長をもって充てる。

3 コンプライアンス推進責任者は、不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに実施状況を統括管理責任者に報告する。

4 コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の運営・管理に関わる全ての教職員等に対しコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

5 コンプライアンス推進責任者は、教職員等が適切に公的研究費の管理・執行を行っているかをモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(教職員等への支援)

第6条 研究支援部研究支援課は、公的研究費に関する事務全般を担い、教職員等への援助・支援を行うものとする。

2 研究支援部研究支援課は、公的研究費に関する事務手続及びその使用に関するルール等について、学内外からの相談を受ける窓口となる。

(ルールの明確化・統一化)

第7条 研究支援部研究支援課は、公的研究費の事務処理手続に関する必要な規則を作成し、教職員等に周知するものとする。

(職務権限の明確化)

第8条 公的研究費の事務処理に関して、研究者と事務職員の権限と責任を明確に定め、関係者に周知するものとする。

2 教職員等は、公的研究費の申請や執行等を行うときは、本規程のほか、関係する規則や法律等を順守しなければならない。

3 公的研究費に関する事務の分掌については、「学校法人東京医科大学事務分掌規程」に定めるものとする。

4 事務処理については、責任の所在を明確にし、職務権限に応じた決裁手続きを行うものとする。
(関係者の意識向上等)

第9条 教職員等の意識向上を図るため、次の各号に定める事項を行うものとする。

- (1) 公的研究費に関する本学の関係規則等について周知を図る。
- (2) 公的研究費に採択された研究者より公的研究費の使用等における誓約書を徴取する。
- (3) 公的研究費に関するコンプライアンス教育を実施し、意識向上を図る。
- (4) 公的研究費の執行に当たっては、研究者個人の発意で提案し採択された研究課題であっても、研究機関が管理すべきものであることを周知する。

(研究費の適正管理・運営)

第10条 研究支援部研究支援課は、公的研究費の適正な管理を行うため、関係部署と連携して次の各号に定める事項を行うものとする。

- (1) 公的研究費の計画的な執行のために研究者の支出状況を把握する。
- (2) 物品等の発注・納品を適正に行うため、発注の点検を行い、納品に係る検収を行う検収担当者を定める。
- (3) 検収担当者は、見積書、納品書と現物を照合のうえ、納品書に所定の検収印を押印する。
- (4) 旅費、謝金等の支出を適正に行うため、関係書類を研究代表者より徴取する。

(不正行為の取扱い)

第11条 公的研究費の不正行為については、「東京医科大学教職員等の研究活動に係る不正行為等に関する規程」に基づき取り扱うものとする。

(不正防止計画の策定及び実施)

第12条 本学における公的研究費の運営及び管理に関する不正を防止するため、不正防止計画推進部署を置き、研究支援部研究支援課をもってこれに充てる。

2 不正防止計画推進部署は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 公的研究費の運営及び管理に係る実態の把握、検証に関すること。
- (2) 関係部署と協力し、不正発生要因に対する改善策を講ずること。
- (3) その他不正防止計画の推進に関すること。

(取引業者等への対応)

第13条 取引業者等にこの規程を含む学内規則等を説明し、これを遵守させるとともに本学が定める基準に該当する業者等に対しては、公的研究費の適正な使用と管理について誓約書の提出を求めるものとする。

2 公的研究費に関して不正な取引に関与した取引業者には、学校法人東京医科大学調達規程を準用し、当該業者との取引を停止するなどの必要な措置を行うものとする。

(監査及びモニタリング)

第14条 公的研究費に関する内部監査は、内部監査室が行う。

2 内部監査は、本学全体の見地に立った検証機能を果たすべく、無作為に抽出した公的研究費について、発注・検収・支払の現状を確認するとともに、帳票類及び機器備品の現物検査並びに研究の遂行状況について監査を行うものとする。

3 内部監査の実施結果については、文書をもって最高管理責任者に報告するものとする。

4 公的研究費に関する監査及びモニタリングは、不正防止計画推進部署が監事及び内部監査室並びに公認会計士との連携を強化し、不正防止に努める。

(運営・管理の見直し)

第15条 最高管理責任者は、監査の実施結果を踏まえ、適時、運営・管理の見直しを行い、必要に応じて統括管理責任者に運営・管理の改善を指示するものとする。

(事務)

第16条 この規程に関する事務は、研究支援部研究支援課が行う。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、平成19年10月9日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成23年8月1日東医大発第413号)

この規程は、平成23年8月1日から施行する。（第3条から第7条、第10条第1項、第11条の改正及び第12条、第13条の削除、以下2条ずつ繰り上げ）

附 則（平成24年9月21日東医大発第520号）

この規程は、平成24年9月21日から施行し、平成24年9月1日から適用する。（第5条第3項、第6条、第7条、第10条第1項、第12条第1項、第13条第4項、第15条の改正）

附 則（平成27年3月23日東医大発第161号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。（第3条第3項、第4条第2項、第5条、第8条第1項、第9条、第12条の改正及び第10条第2項の削除及び第13条の新設、以下繰下げ並びに第14条、第15条の改正及び第17条の新設）

附 則（平成28年2月22日東医大発第54号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。（第5条第2項の改正）